

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

令和5年9月12日 午後1時24分～午後2時07分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長 成川 幸太郎
副委員長 石野田 浩
委員 井上 勝博
委員 森永 靖子
委員 川添 公貴

委員 下園 政喜
委員 森満 晃
委員 阿久根 憲造
委員 坂口 正幸
委員 山中 真由美

○その他の議員（2人）

議員 大田黒 博

議員 犬井 美香

○説明のための出席者

市民安全部長 上戸 理志
市民安全部次長 遠矢 一星

原子力安全室長 宮田 高敬

○事務局職員

議会事務局長 田代 健一
議事調査課長 久米 道秋
課長代理兼議事グループ長 上川 雄之

主幹兼管理調査グループ長 原 浩一
管理調査グループ員 米森 裕太
議事グループ員 今吉 聖人

○審査事件等

・ 審査事件

- (1) 陳情第3号 高レベル放射性廃棄物処分施設建設調査についての陳情書
 - (2) 陳情第4号 原子力規制委員会からの基準地震動の見直しについて九州電力が対応に時間がかかっている理由の説明を求める陳情
-

△開 会

○委員長（成川幸太郎） それでは、ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

○委員（井上勝博） 本会議でも取り上げましたけれども、火災防護対象ケーブルの問題について、少し当局に聞きたいことがあるのでお願いしたいと思います。

○委員長（成川幸太郎） ただいま井上委員から審査日程外の内容を議題にということでございますが、これには日程の追加も必要となりますが、この取扱いについて意見はありませんか。

○委員（川添公貴） 賛否を取ってください。

○委員長（成川幸太郎） 今の井上委員の日程追加を認めるか認めないかということですので、今の井上委員の提案について、賛成される委員の方は起立をお願いいたします。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

〔賛成者起立〕

○委員長（成川幸太郎） 認めないという意見が多いようです。

それでは、日程外の質問は許可しないことにします。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在5名からの傍聴及び写真撮影の申出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申出がある場合にも、随時許可します。

△陳情第3号 高レベル放射性廃棄物処分施設建設調査についての陳情書

○委員長（成川幸太郎） それでは、前回の委員会で審査を一時中止しておりました陳情第3号 高レベル放射性廃棄物処分施設建設調査についての陳情書を議題とします。

本陳情については、前回の委員会において継続審査となっておりますが、これについて質疑を行い、必要に応じて委員間の自由討議により審査を進めてまいりたいと思いますが、そのように進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 御異議ありませんの

で、そのように審査を進めてまいります。

それでは、御質疑願います。質疑はありませんか。

○委員（井上勝博） 今回は高レベル放射性廃棄物について、これは甌島と本土との間の海底トンネルについて、そこに地層処分ができるかどうかの調査をするという提案をされているわけですが、実現性という点では当局はどう考えているかをお尋ねしたいと思います。

○委員長（成川幸太郎） 当局、答えられますか。

○市民安全部次長（遠矢一星） この最終処分場の建設につきましては、国が今中心になって進めているところであり、この件につきましては陳情はあるものの、我々検討もしたことがございませんので、ちょっと答弁のしようがございません。

○委員長（成川幸太郎） ほかに御質問ありませんか。

〔「自由討議」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） ただいま自由討議の声がありますが、自由討議は論点を明らかにして行うこととなっておりますので、どのような論点で自由討議を行いたいのか、具体的に御説明をお願いしてよろしいですか。

○委員（川添公貴） 本陳情は、井上さんがおっしゃったように最終処分場をつくるのかどうかということに対する文献調査でありますので、やはり議会としてはその在り方、それから考え方について委員間の意見を開陳しながら結論に持っていきたいということであります。

○委員長（成川幸太郎） ただいま川添委員から自由討議を行いたい旨の意見がありました。ついでには、ただいまの川添委員の提案について、これから自由討議を行います。

それでは、御意見を願います。

○委員（森満 晃） この高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する施設については、これは基本として国の基本方針であろうと考えております。ですので、これまでも地層処分の技術に関する研究開発については幌延や旧瑞浪ですか、こちらでしっかり行われてきたんだろうと思います。

それと、この高レベル放射性廃棄物処分施設の重要性については、我々原子力発電所の立地自治体としても、やはり重く受け止めなければならない

いと考えております。

○委員（川添公貴） 今森満さんがおっしゃったように、最終処分場については必要だろうという考えは持つてはございます。

しかし、この陳情の趣旨であります串木野から特定した場所ということ、それからニューモがやっているのは広くその地域の文献調査をやりたいというのがニューモの基本的な方針だろうということであります。

ついては、この陳情書が公開されていますので、ニューモの担当者と話をしましたところ、やはりその地区、それから県等とのいろんな御理解、それから機運、それから諸事情等々が盛り上がってくるという言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、理解がある一定程度進まない、やはりニューモとしても対話しないと明言されました。でありますので、私としてはじゃあ勉強するのはどうですかということをおっしゃったので、いや正式な場じゃなくて、皆さんと一緒に頑張って勉強する機会があったら、またそのときはお聞きしたいとは思いますが、現時点においてはそのような方向性は見出せませんというのがニューモの結論でありました。

であるからにして、本陳情を精査していくと、文献調査をまずはしなさいと、広く解釈したときに、文献調査しなさいということでもありますので、その段階に今踏み込める時期ではないということが1点。

それから、最終的な考え方として、最終処分場はやはり自国の中で管理をしていくべきだろうというのは私は個人的には思っています。

ついては、私の考えとしましては、本陳情には理解する部分もございまして、意見書を付けて私としては不採択でいきたいという考えを持ってございます。

○委員（井上勝博） 高レベルの放射性廃棄物というのは、千年、万年単位で考えなければいけないという問題であって、我々がこの世代で子孫の代まで縛ると、拘束するということはあるというふうに思うんです。

日本学術会議は、この問題についてはもっと国民的議論が必要であるということで、地層処分だけが、もう地層処分しかないというような考え方というのは、一旦白紙に戻すべきだという提言を

しております。

それに加えて言えば、仮にこの最終処分の問題を考えるにしても、どんどん使用済み核燃料を出しながら、この放射性廃棄物を排出しながら、一方で最終処分どうするというんじゃなくて、まずは一旦この問題については排出しないということをしてから国民的な議論をしていく必要があるというふうに考えております。

○委員（川添公貴） 間違っていたらごめんなさい。一番半減期が長いのがストロンチウムだったと思うので、これが1万5,000年から2万年ぐらいが半減期です。その次セシウムの137もあるわけですが、井上さんがおっしゃるように半減期の長いものに対して地下処分が妥当なのかどうかというのは、先ほど森満さんがおっしゃったように実験しておりますので、そこで結論を見ることができると思います。

先に、なぜ地層処分が有効かということの前に、当初はいろんな海洋投棄も考えられたわけです。日本海溝が一番深いところで1万何千メートルあるんですかね。そういうところに沈めたらどうかと、ちょっと変わった意見ですけど、そういういろんな意見が多々ある中で、今現在動いているのが地層処分ということでもあります。発電をしながらそれを考えるというのはおかしいというのは全く逆の話であって、今の発電をするに当たって二酸化炭素の排出量を抑えていかなきゃいけないというのに対しては、やっぱり原子力が必要だろうということです。

それから、インドネシアにおいては石炭火力を興すのに日本の石炭火力は駄目だという論調が出ているんですが、これは全くの間違いで、それと同じことであって、きちっとした科学的見地が示された中で運用しているのもあります。

それからもう1点言わせていただくと、トリチウムの処理水を放水しているわけですが、ある中国人の記者が福島沖で測ったときに0.01でした。東京沖で測ったときに0.01ですから0.15だったかな、でありまして、中国で測ったら0.215でした。だから、結局何を言いたいかというと、きちっとした科学的根拠に基づいて話をしないと、物事は動かしないうて最終処分を考えるのはおかしいということじゃなくて、しっかりとやっぱり動かしながら最終処

分場を考えていくという科学的論調が必要だろうとは私は考えているところです。

ちなみに、それはウェイボーに掲載されたやつで、即消されました。

○委員（森満 晃） この陳情第3号によりますと、この陳情の趣旨は施設建設地の可能性を探る地質調査であるとありますが、前回参考人に来ていただいてお話を聞きますと、この処分施設が必要であるか必要でないか、考えれば分かることから、二者択一のような発言、思いもあられたのかなと思います。

そういうことで、原子力のこの特別委員会として文献調査に賛成して進めるべきであるというようにお考えを言われたのかなという理解をしました。

冒頭申し上げましたけども、この国の基本方針に則って、また先ほど川添委員が言われましたけど、いろんな手続に沿って市民等の御意見も聞きながら、慎重に進めていくべきだろうと思いますので、私としては今回のこの陳情については不採択であると考えております。

○委員（阿久根憲造） 陳情に指定されている地域ですね、川内と甕島を結ぶトンネルのところを地中深く掘るというのがちょっと私は引っかかるというか、基本的には地層処分の技術を使うとどういう地層でも一長一短がある。どのような状況であっても放射線が漏れ出さないような地中深くに埋めるということがコンセプトになっているので、別に甕島と川内の間のトンネルの中に埋める必要はないというちょっと引っかかっているところではございます。最終処分場というか、ガラス固化体を封じ込めて、そういった処理をするというのは原子力発電の技術を使っている国が、あらゆる国が持っている自分の国の義務的なところがあると思いますので、原子力政策がどのようになるか分かりませんが、最終的にはどこかにこのような形で埋めてしまわないといけないというようなことは、仕方がないのかなというふうに考えるところです。

ただ、今回のこの陳情書をもって、その文献調査を甕島と川内のトンネルの地下に埋めることを議論するというのは、もうちょっと慎重に考えたほうがよいのかなというふうな感じを持っております。

今朝の新聞でも、県内の市町の議会で文献調査を巡る質問等がやり取りがあったように思っておりますけれども、やはりそういったものを見ながら、いずれはどこかが決断しないといけない問題でありますけれども、我々もそのような覚悟を持って、引き続きこの問題を真剣に向き合っていきたいなというふうに思いますので、今回はちょっと見送ったほうがいいのかなのというのが私の意見でございます。

○委員長（成川幸太郎） 先ほど川添委員から附帯意見をつけたらという意見がありましたけれども、それについてはいかがでしょう。

○委員（川添公貴） 本陳情について、まず取扱いを諮っていただいて、それから附帯意見の原案を作ってございますので、それを皆さん方に御一読願って進めていただければありがたいと思っております。

○委員長（成川幸太郎） ほかに御意見はございませんか。

それでは、意見が尽きたようですので、自由討議を終わり、質疑に戻します。

それでは、本陳情の取扱いについて協議したいと思います。御意見はありませんか。

○委員（川添公貴） 採決をお願いします。

○委員長（成川幸太郎） ただいま採決の声がありますので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

○委員（川添公貴） 討論に先立ちまして、反対討論であります。附帯意見書を私なりに作ってございます。事務局から今配付させますので、御一読願いたいと思います。

○委員長（成川幸太郎） 採決取ってからということで。

○委員（川添公貴） 採決取ってから附帯意見を。

それでは、この後述べますけれども、さっき自由討論で述べましたように、必要性がある部分と、今検討しなければいけない部分と両方併記の形になっているかと思います。現段階において、本市で、我々委員会として右だ左だ、上だ下だということはなかなか厳しいものがあるかと思えます。現時点では、この本陳情を可決というような方向を見出すところはなかったです。ですので、否決したい。その否決するに当たって、私なりに附帯意見書を作ってございますので、今委員長の御指

摘がありましたように、後ほど附帯意見については述べさせていただきたいと思います。

○委員長（成川幸太郎）賛成の討論はありますか。

反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）先ほども述べましたように、原子力発電所から排出される放射性廃棄物、とりわけ高レベルの廃棄物については、その管理の期間というのが物凄く長いわけですね。そういった問題を実証試験をされているとはいえ、ほんの10年、20年の単位の研究でしかないわけです。それが数千年、数万年、あるいは10万年という単位で責任を負えるという科学的根拠というのは、まだ十分ではないというふうに考えています。よって、深層処分については異議がありますので、反対いたします。

○委員長（成川幸太郎）賛成の討論はございませんか。

反対の討論はございませんか。

採決します。採決は起立により行います。

本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（成川幸太郎）本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、本陳情の審査を終了します。

先ほど川添委員からありました附帯意見を付することについて意見がありました。

それでは、書記から写しをタブレットに配信させます。

○委員（川添公貴）まず、何で附帯意見書をつけるかという結論を申し上げますと、やはり先ほど言いましたように必要な部分と、今現段階では考えにくいという部分がありました。附帯意見、私の私案ですので、御指摘いただければありがたいと思います。

読み上げます。

附帯意見書。

本市においては、政府のエネルギー政策に長年寄与してきているところである。今回の陳情は、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に係る陳情である。最終処分場の必要性は十分理解しているが、最終処分場に係る諸手続に関しては、政府が主体となり関与すべき事案であるので、本市において

可否判断の時期は現時点では考えられない。と、私の意見書であります。御賛同いただければありがたいし、修正がありましたらよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（成川幸太郎）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（井上勝博）先ほど、川添委員のほうからニューモの話をされました。その中において、地域の同意というか地域の協力という言葉がありました。私は地域の協力が無い下で、現時点では考えられないということは付け加えていただきたいと思います。

○委員（川添公貴）質問について答えたいと思います。

ニューモと話をしたのは、私が個人なりに情報収集をきちっとした上で判断をしたいということで話をしたところであります。確かに地域の盛り上がり等がないとということで説明を受けたところでもありますけれども、井上さんがおっしゃるように、それを文言に網羅するというのは、本市においてという部分で、本市というのは我々議会は市民の皆様の代表という位置づけでありますので、本市においてということで御理解を頂ければありがたいと思ってございます。

○委員（森満 晃）この意見書にありますように、最終処分場の必要性については十分理解していると考えます。

それと、立地自治体でもありますので、それと今言われました本市において、この中に全てが網羅されているのかなと理解するところでございます。

○委員長（成川幸太郎）ほかにございませんか。

質疑は尽きたと認めます。

それでは、川添委員から示された提案のとおり、意見を付することによってよろしいでしょうか。異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）異議なしと認めます。それでは、川添委員から示された内容を陳情の審査結果に意見として付することとし、意見の内容、文言の整理等については委員長に一任いただきたいと思います。

については、そのように取り扱うことで御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

なお、ただいまの附帯意見については、委員会報告書に添付するとともに、委員長報告の中で報告することとします。

△陳情第4号 原子力規制委員会からの基準地震動の見直しについて九州電力が対応に時間がかかっている理由の説明を求める陳情

○委員長（成川幸太郎）次に、前回の委員会で審査を一時中止しておりました陳情第4号原子力規制委員会からの基準地震動の見直しについて九州電力が対応に時間がかかっている理由の説明を求める陳情を議題とします。

本陳情については、前回の委員会において継続審査となっておりますが、これについて質疑を行い、必要に応じて委員間の自由討議により審査を進めてまいりたいと思いますが、そのように進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように審査を進めてまいります。

それでは、御質疑願います。

○委員（森満 晃）今ありましたように、当局にお尋ねしますが、この九州電力が対応に時間がかかっている理由の説明について、当局として何か聞かれている部分がございますか。

○原子力安全室長（宮田高敬）今回、新たに標準応答スペクトルを用いた基準地震動を設定することとなったわけでございますが、九州電力のほうにおかれましては、過去の地震のデータでありますとか、そういった最新の知見等を反映させた上で基準地震動を設定しようとしていたところですが、その基準地震動を設定したものが、実際その地下構造モデルをつくったときに、実際の地震を当てはめたときに、その実際の地震とモデルとの結果が相違があつて、なかなかそこは説明ができないということが理由であるというふうに伺っております。

○委員（森満 晃）今説明がありましたように、それによって規制委員会への報告というか、また

その基準地震動の求め方を方向を変えたということで、新聞に書いてあるような内容でよろしいですね。

○原子力安全室長（宮田高敬）今森満委員がおっしゃられましたように、九州電力のほうではこれまで新たに設定しようとしていた基準地震動に対しまして、再稼働時に新規基準のときに設定しました地下構造モデルを用いた上で、また新たに基準地震動のほうを設定し直すということで、規制委員会のほうに申請といいますか、説明をされているということで伺っております。

○委員（井上勝博）いろいろ資料を調べてみまして、分かりやすく書いた資料が見つかって、結局今までは震源を特定して策定する地震動と、震源を特定せず策定する地震動と、この二つについて基準地震動を決めていたと。その中で、震源を特定せず策定する地震動では、北海道留萌の南部地震を参考にして、そしてこの基準地震動を決めていたと。しかし、その後、北海道留萌だけでなく、あちこちで断層のないところでの地震が起きて、その新しい知見に基づいて標準応答スペクトルを採用したと、そして基準地震動の見直しをしているというふうに理解しているわけなんです。この新しい標準応答スペクトルというのは、具体的に北海道留萌での地震以降に起こったもので、どんなふうにしてこのスペクトルを決めていったのかということについては、ちょっとよく分からないところがあるんですが、そこは何かあります。説明できますか。

○委員長（成川幸太郎）では、休憩します。

~~~~~

午後1時57分休憩

~~~~~

午後1時58分開議

~~~~~

○委員長（成川幸太郎）休憩を解き、質疑に戻します。

○市民安全部次長（遠矢一星）地震の数は今正確にはっきり分かりませんが、これまで震源を特定できない地震動が過去数十回ありますので、そういったものを規制庁側のほうでデータを取られまして、どこでも起き得るだろう地震ということでの今回標準計算式、応答式をつくられたところでは。

○委員（井上勝博）そうすると、もとの北海道留萌から以降いろんな地震が起きて、新しい知見が得られたものを、また元に戻すというか、それを採用しないという意味がまだよく分からないんですけど。その標準応答スペクトルを、国が示した標準応答スペクトルに基づいて今審査中で、結論が出ていないという理解でいいんですか。

○市民安全部次長（遠矢一星）現在国が示した標準応答スペクトルによって審査をされておりますが、7月の審査会後において、基準地震動については概ね了解を頂いているところです。ただし、まだ現在、基礎地盤の安定性評価とか、例えば基準地震動で揺らした場合に、発電所敷地が地滑りをすることがないのかとか、そういったいろんな審査がまだございますので、現在としてはまだ審査中ということになります。

○委員（井上勝博）基準地震動は、結局620ガルというところからはどのように変わったんですか。

○市民安全部次長（遠矢一星）新しい今審査を受けている標準応答スペクトルでの基準地震動です。SS3として水平方向が687ガル、鉛直方向、縦方向が455ガルで今審査を受けているところです。

○委員（井上勝博）この687ガルということで、今までの基準地震動から少し変わるわけですが、その基準地震動がまだ確定していないということですね、審査中ですね、そういうことですね。

そうすると、確定した場合には、当然今の耐震基準が620ガルにしていたわけだから、何らかの耐震対策を取るということにやっぱりなるのでしょうか。

○原子力安全室長（宮田高敬）基準地震動が変われば、もちろんそれに応じた対策を検討されていくものと認識しております。

○市民安全部次長（遠矢一星）対策の前に、それぞれ新しい基準地震動で耐震性評価を行った上で、必要があればサポートであったりいろんな工事、必要な部分については対策工事が行われるものと認識しております。

○委員（川添公貴）本陳情は、早く出せと、九電さんにこの書類について。これについては、7月28日に規制委員会で出された資料がござい

ますので、結果論としてこの陳情の目的は達成されたと思ってございます。

それから、地下構造モデルの適用性の確認とかということで、観測データを過去90の地震を取る中で、今度は149の地震を参考にとって調査をしているわけです。鉛直アレイによる観測を継続して実施しておりということになってございます。

それから、それは2016年の熊本地震を含む96プラスですね今度は149に増えたということであります。

それから、地下構造モデルの設定は既存のモデルを用いるのであるけれども、敷地ごとに震源を特定せず策定する地震動の断層モデルを用いた手法による地震動評価において、理論的手法による長期周期ですね、これが0.02秒から5秒までの応答スペクトルの範囲内で計算するという資料が出されてございます。これに基づいて、先ほど室長が言われたように鉛直の地震動、それから水平の地震動が示されているところであり、陳情の目的である早く出せという目的は達成されたものと私は感じているところであります。

○委員長（成川幸太郎）ほかに質疑はございませんか。

質疑は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱いについて協議をしたと思います。御意見はありませんか。

○委員（川添公貴）採決をお願いします。

○委員（井上勝博）まだ審査中ということもあります。そして、実際にどのような耐震構造の見直しがされるのかということについても、きちんと見届ける必要があるんじゃないかというふうに思いますので、継続審査をお願いしたいと思います。

○委員長（成川幸太郎）ただいま継続審査と採決の声が両方ありますので、継続審査について起立によりお諮りします。

それでは、本陳情を継続審査することに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（成川幸太郎）起立少数であります。よって、本陳情を継続審査することとは否決されました。

これより討論、採決を行います。討論はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論はないと認めます。

採決します。採決は起立により行います。

本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（成川幸太郎）起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、本陳情の審査を終了します。

ここで、当局から報告事項があるようですのでお願いします。

○市民安全部次長（遠矢一星）資料はございませんが、1件報告をさせていただきます。

令和5年度の鹿児島県原子力防災訓練の実施日についてです。先週9月8日の県知事の定例記者会見において、実施予定日が公表といたしますか、公言されました。今年度の訓練日は、令和6年2月10日土曜日、明けた2月10日の土曜日に実施予定で調整を進めていくことになっております。今後調整、協議を進めまして、訓練概要等について御説明できる時期が来ましたら、当委員会において御説明させていただく機会を設けていただきたいと思いますので、その際にはぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（成川幸太郎）それでは、当局はここで退席されて結構です。

〔当局職員退室〕

○委員長（成川幸太郎）それでは、本日審査が終了した陳情に係る委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（成川幸太郎）以上で、本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、以上で川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。



薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会  
委員長 成 川 幸太郎